証明書の取得はコンビニで！
～マイナンバーカードがあれば、簡単・便利～

問 住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書に関すること　市民課　TEL0299-90-1140
課税証明書に関すること　課税課　TEL0299-90-1134

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で、住民票などの証明書を取得できます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

いつでも

毎日　午前6時30分～午後11時
（12月29日～1月3日の年末年始およびメンテナンス日を除く）

どこでも

全国のコンビニで利用できます。
- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- セイコーマート
- ミニストップ

取り扱い証明書と手数料

証明書の種類		手数料（1通当たり）	注意事項
住民票の写し	本人のみ	300円	●コンビニ交付で取得できる証明書には、マイナンバー・住民票コードは記載されません
	世帯全員		
	世帯の一部		
印鑑登録証明書		200円	●事前に印鑑登録が必要です
戸籍証明書	全部事項証明書	450円	●住所・本籍地ともに神栖市にある方が対象で、最新の戸籍のみの発行となります。本籍地が神栖市以外の方は本籍地市町村にご確認ください
	個人事項証明書		
戸籍の附票の写し	本人のみ	200円	
	全部		
	一部		
課税証明書（2024年度分）		200円	●2024年度分は、2024年1月1日に神栖市に住民登録がある人が対象です。2024年1月1日に神栖市に住民登録がある人でも、現在の住民登録が神栖市でない人は利用できません ●2025年度への切り替えは6月1日です。それ以降は、2025年度のみの発行となります。

※コンビニ交付の利用には、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が必要です
※本庁舎正面玄関に設置している証明書自動交付機は、マイナンバーカードを利用した証明書交付には対応していません

済生会波崎診療所の診療提供体制の継続（延長）について

問 地域医療推進課　TEL0299-77-8207

済生会波崎診療所から、下記のとおり、4月以降の診療体制について、当分の間、現在の診療体制を継続するとの報告がありました。市は、地域の患者に寄り添う医療提供体制が維持されるよう、引き続き済生会茨城県支部や波崎診療所に要請してまいります。

報告内容

市民の皆さまには日頃より波崎診療所の運営にご協力賜りありがとうございます。

広報かみす1月1・15日号でお知らせしましたように、当診療所での診療につきましては、3月までの実施としておりましたところ、その後の代替診療対策の協議になお時間を要することから、4月以降当分の間、現在の診療体制を継続することとします。

新たな診療体制への移行について継続して検討してまいりますので、患者さまをはじめ市民の皆さまにはしばらくの間ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、引き続き波崎診療所での診療事業にご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願いします。

なお、診療にあたりましては、患者さまの安全確保に十分配慮してまいります。

2025年度 納税カレンダー

問 納税課　TEL0299-90-1122

納期限＼税目など	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月30日（水）					第１期
6月 2日（月）	第１期		全期		
6月30日（月）		第１期			第２期
7月31日（木）	第２期			第１期	
9月 1日（月）				第２期	第３期
9月30日（火）		第２期		第３期	
10月31日（金）	第３期			第４期	第４期
12月 1日（月）		第３期		第５期	
12月25日（木）	第４期			第６期	第５期
2月 2日（月）		第４期		第７期	
3月 2日（月）				第８期	第６期

納付場所

- **公共施設**　市役所本庁舎、波崎総合支所・防災センター、矢田部出張所、若松出張所
- **金融機関**　常陽銀行、筑波銀行、千葉銀行、水戸信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、銚子商工信用組合、中央労働金庫、なめがたしおさい農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会（茨城支店波崎営業店）
  ※QRコードが印字された納付書は、QRコードに対応した全国の金融機関で納付可能です
- **ゆうちょ銀行・郵便局**（関東各都県および山梨県）
  ※QRコードが印字された納付書は、QRコードに対応した全国のゆうちょ銀行で納付可能です
- **全国のコンビニエンスストア**（一部を除く）

その他の納付方法

- **スマホアプリ納付**　※詳しくは市ホームページをご覧ください
- **「地方税お支払サイト」からの納付**
  eLマークの記載された納付書は「地方税お支払サイト」から納付できます。クレジットカード納付などをご希望の場合は「地方税お支払サイト」からお手続きください

前納報奨金制度＝固定資産税には、年税額から報奨金を差し引いた額を第1期納期限までに納付する前納報奨金制度があります

簡単 確実 便利 な口座振替がおすすめ！

振替開始＝申込日の翌月末以降の納期限から
振替日＝各税目の納期限（納期の最終日）
申込方法＝金融機関、ゆうちょ銀行に通帳と届け印を持参し、口座振替依頼書を提出
※振替口座の変更や停止をする場合も手続きが必要です
※金融機関・ゆうちょ銀行に口座振替依頼書が備え付けていない場合は郵送します
※Web口座振替受付サービスでは、パソコンやスマホからも申し込みが可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください

固定資産税を口座振替にしている方へ

- 固定資産の名義人の変更があった場合は、再度手続きが必要です
- 相続人が口座振替を希望する場合は「相続人代表者及び相続共有代表者指定届」を提出後にお手続きください

※内容変更により口座振替とならない場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください